

府中市告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、府中都市計画高度地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和8年8月7日
府中市長 高野律雄

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
府中都市計画高度地区	
第一種高度地区	追加する部分 府中市分梅町四丁目地内
第二種高度地区	追加する部分 府中市分梅町四丁目地内
第三種高度地区	削除する部分 府中市分梅町四丁目地内

縦覧場所 府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室